

財投改革と郵政民営化

——そのペテンのからくり——

(上)

鈴木 純 義

目 次

はじめに

I 財政投融资制度改革

- a 改革の概要と入口・中間関係の変容
- b 改革の実体
- c 改革に関する政府のスタンス (以上本号)

II 郵政三事業の現状 (以下次号)

- a 郵便貯金
- b 簡易生命保険
- c 郵便事業

III 郵政民営化

- a 郵政三事業の民間同種企業との比較
- b 民営化のプロセスと民営新会社の構造
- c 民営化論者の「小さな政府」論

む す び

はじめに

2005（平成 17）年 10 月 14 日、「小泉構造改革」の本丸といわれた郵政民営化法案が可決された。この法案は、いったんは同年 8 月 8 日に参議院で否決され廃案となった。しかしあろうことか小泉は、この法案を可決した衆議院を解散し、9 月 11 日郵政民営化一点の賛否を問う総選挙を断行した。この前代未聞の総選挙に圧勝し、10 月同じ法案を再提出して、くだんの民営化法の成立にこぎつけた。衆議院では前回のわずか 5 票差から一転、200 票もの大差で可決され、参議院ではそれまで反対していた自民党参議院議員の大半が賛成に回ることによって成立をみたのである。哲学なき政治家の言動にはあきれるばかりであるが、他方でこの郵政民営

化法案の復活・成立は、内閣総辞職の危機的状況を一発逆転した「政界の奇跡」とも言われている。しかしながら、これを可能にしたのは、小泉純一郎の単なる個人的な反（旧）田中派的執念とそれに根ざして展開された抵抗勢力に対する似非恫喝と国民に向けた小泉特有の「危険な」パフォーマンスにほかならず、一国の宰相の政治経済的理念が描き出す未来像に根ざしたものとはとうてい言い難い。政治経済的要因を強いてあげれば、金融の自由化を世界中に強要するアメリカが日本の郵便貯金と簡易生命保険に目をつけて圧力をかけてくれば、これ幸いと、これをすんなり受け入れられる市場原理万能主義者の竹中平蔵を内閣の重要ポストに配置していた点であろう。この市場原理万能主義に基づくグローバリゼーションの問題点については、

別稿を必要とするのでここでは深くは立ち入らないが、特殊法人の民営化も郵政民営化も国家財政の赤字問題に端を発しつつ、市場原理万能主義が跳梁跋扈する潮流の中から生まれ出てきた考え方・処方箋であり、それが小泉の積年の反(旧)田中派的執念と結合して「小泉構造改革」となり、政・官・業あげての空騒ぎを惹起したのである。

以上のように、郵政三事業民営化法はいくつかの要因が重なりつつ、最終的には膨大な国費を必要とする解散・総選挙を理不尽にも断行した小泉内閣の暴挙と自民党政治家の付和雷同によって成立したのである。

本稿はこのような異様な成立経緯をもつ郵政三事業民営化に関して、まず、郵便貯金資金と簡易生命保険資金をとりあげ、両資金と財政投融資制度との深いかかわりを、とくに01年度財投改革以降について検討する。その際、財投制度と深く結びついているもうひとつの資金＝年金積立金についても言及することになる。そのうえで、三事業の国営企業としてのそれぞれの経営状況を分析して問題点を剔抉し、その問題点が政府案に基づいて07年10月1日にスタートした民営化によって解決できるのか否かを吟味し、もって民営化そのものの軽重ないし適否を問うこととする。それは自ずと民営化の背後にある国家の任務ないし責務を問うこととなり、ひいては資本主義国家の本質に迫るひとつの契機ともなり得るだろう。

I 財政投融資制度改革

a 改革の概要と入口・中間関係の変容

周知のように財投制度には入口と出口があり、その中間に財政融資資金(旧資金運用部)特別会計が位置している。政府の各種機構・機関の民営化問題はその入口と出口の両方に関わっている。たとえば道路関係四公団の民営化

は出口側の問題であったのに対して、郵政民営化は入口側の問題である。したがって本稿における財投制度の検討は、当然入口側が中心になる。では、郵貯・簡保・年金の三大資金と直結された財投制度は、01年度スタートの改革によって制度的に何がどのように変わったのか、あるいは変わらなかったのか。

まず、入口の三大資金のうち郵貯資金と年金資金の財政融資資金(旧資金運用部)への預託義務が廃止され、これまで預託されてきた資金は基本的に7年間で全額払い戻されることになった(07年度末までに基本的に完済予定)。簡保資金にはもともと預託義務はないが、簡保特会の歳入と歳出の差額がその年度中の余裕金として預託されていた。しかしこれは毎年度決算終了後、積立金に繰り入れられて独立運用されるのが原則であった。ところが実際には「財投協力」の名の下に財投機関・国・地方公共団体に直接貸し付けられていた。改革後は、対地方公共団体を除いて直接貸付が廃止され市場運用に移行した。そして余裕金の預託金の払戻はその仕組みからして当然であるが、改革初年度に完了した(後掲図-1, 表-3)。

入口の二大資金が財融特会に入らなくなり、簡保の直接貸付もないとなると出口の財投機関(特殊法人や独立行政法人)はそのままではどうにもならなくなる。財投資金の借入ができなくなればこれらの法人には「政府保証債」や「政府保証借入金」くらいしか主要な資金調達手段は残らないからである⁽¹⁾。そこで、これらの法人の事業内容や財務状況を市場の評価にさらして資金調達する手段として「財投機関債」が導入された。企業体としての効率化・合理化を市場の側から促進しようというわけだ。もちろんどうにもならない法人は廃止・民営化が検討されることになった。もともとこの改革がいわゆる「市場原理万能主義」に基づいて推進されてきたことからすれば、かかる措置は当然の帰結

であろう。しかしながら、いわゆる「国営企業」の一種である特殊法人等は、企業形態を通じて行政目的を達成しようとするいわば「企業化された行政機関」である。そういう組織に対して経済活動の規範のひとつにすぎない「効率化」と「合理化」を基準として改革を断行しようとするスタンスは、「ボタンの掛け違い」になる大きな危険性をはらんでいる。なぜなら、いささか横道にそれるが、筆者は次のように考えるからである。

すなわち、一見「正当」にみえる「効率化」や「合理化」を基準として「企業化された行政」を選別する手法は、行政を企業活動と同一視するものであり、その時代に応じて要請される国家の任務ないし責務を著しく軽視あるいは無視するものだと考えられる。国家の任務や責務は端的には経済過程や国民生活の課題そのものから要請される場合が多い。むしろ圧倒的な政治力を背景に経済過程とはほぼ無関係に政治・行政が遂行される場合もあるだろう。そのどちらであるにせよこれらの国家活動に関して、たとえばそれが国営企業であったとしても、経済活動の規範のひとつにすぎない「効率化」と「合理化」によって一律にその適否を判断することは、逆に経済過程や国民生活が時代として国家にいかなる政策を要請しているかを見誤ることに直結する。言い換えるならば、国家行政の適否は国家と経済過程・国民生活との間の「関係性」の中で判断されるべきであって、これを資本主義的企業そのものの活動基準のひとつに基づいて判断することはできないし、すべきではない。「効率化」と「合理化」を金科玉条にして何でもかんでも民営化したり廃止したりすればよいというものではない。国営企業は単なる資本主義的企業ではない。国家と経済過程・国民生活との間にあって企業形態を通じて行政を担っている点を見落としてはならない。行政だからといって効率化や合理化が無関係で不要だと断じ

ているのではない。国営企業も一応企業である以上これらの基準を無視することはできない。しかしその基準では抜本的な財投改革は覚束ないと断じざるを得ない。なぜなら、財投制度問題の根幹は政・官・業の癒着のトライアングルにあるからである。これは国営企業そのものの問題ではなく、政治と議会と政府機構の問題だからである。しかしそのように国営企業をめぐって政治・行政・国家それ自身の構造問題が頻繁に噴出するのは、単に政治過程のみの問題ではなく、すでにその国営企業と経済過程・国民生活との間の「関係性」にひずみが生じているからにはほかならない。それは同時に経済過程そのものに時代的変容が起きているからではないのか。われわれが凝視しなければならないのは、その時代的変容であり、その変容が国家にいかなる時代的任務・責務を要請しているのかであって、国営企業の単なる効率化・合理化あるいは廃止・民営化ではない。以上の点は言うまでもなく、特殊法人等に関してのみならず、本稿のターゲットである郵政三事業の「特別会計」ないし日本郵政「公社」についてもまったく同じである。

さて、この点についてはのちにもう一度言及することとして、「財投機関債」の件に戻ろう。筆者は上述のように効率化や合理化一辺倒の議論には異を唱えるものであり、また、特殊法人や独立行政法人の廃止・民営化や効率化・合理化がこの財投機関債を通じて一朝一夕に進むとは誰も思っていない。それは後述するように市場原理主義に基づいて導入されたという財政機関債の背後には「暗黙の政府保証」があり、従来の政府保証債と実質的には差異は見出し得ないとの疑義があり、みせかけの市場原理の導入ではないかと疑われているからである。これに加えて、特殊法人等の存続・温存を露骨に企む勢力（政・官・業の癒着のトライアングルのただなかにいる勢力）にとっては財投機関債

による手当てだけではまことに心もとない。これをカバーする手段として編み出されたのが財融特会の発行する「財投債」である。

入口と出口の「中間」に位置する財融特会は自らが政府の特別会計でありながら同じ政府の一般会計の国債を引き受けて保有するという、いわばマッチポンプ的状况にあるため（これについては次のbで検討する）、預託金が廃止されて資金源がなくなると大いに困る。そこで考え出された資金調達手段が「第二国債」とも言うべき財投債である。特殊法人等に貸し付けるための国債発行であるから、その償還は将来の税金ではなく貸付金の回収によって行われるのが原則であることは言うまでもない。税による償還ではないことを理由に政府は、財投債は「一般政府債務」にはあたらない、としている。しかし、貸付を受けている特殊法人等が借金を残したまま廃止されたり、あるいは廃止されないまでも何らかの形で一般会計からの補填を受けざるを得ない状況が続けば、当然、税負担を伴うことになるのではないのか。それはともかく、この財投債制度の案出によって財融特会もとりあえず当分の間はその存在意義を問われずにすむことになった。

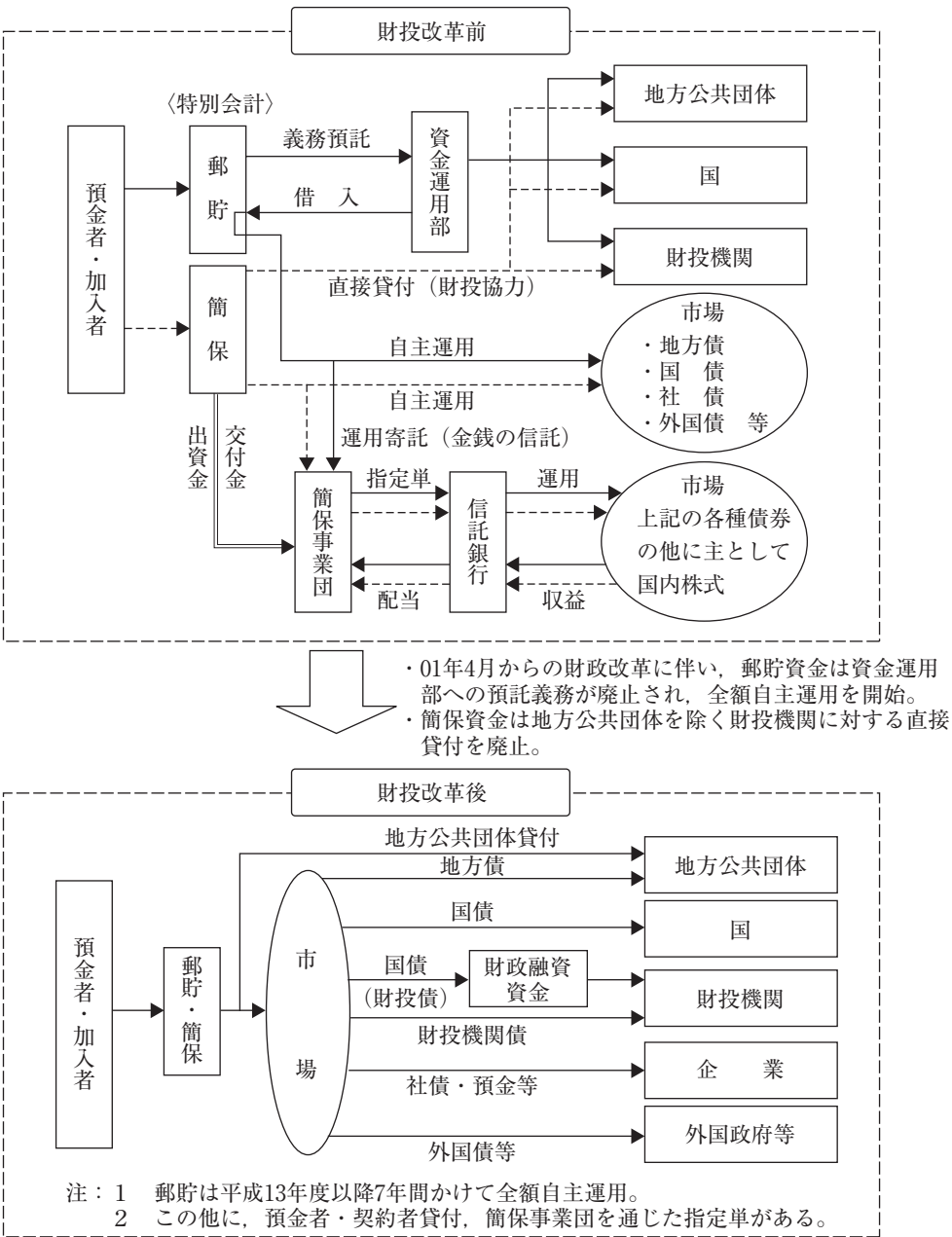
ところが、一方で郵貯資金や年金資金の預託義務を廃止して過去の預託金を払い戻すとしながら、他方でこの財投債に関して「経過措置」と称して、もともと預託義務のなかった簡保も加えた財投の三大資金に対してその引受を事実上義務化したのである。その「経過措置」は預託金の払戻が基本的に完了する07年度末までとされている。これでは「経過措置」期間中に関しては預託義務が財投債引受「義務」に置き換えられたにすぎない、ということになる。すなわち、財融特会は本当に預託金を払い戻しているのだが、まず第一に問われなければならないだろう。

しかしながら、その吟味に入る前に、財投制

度の改革や03年度からの「日本郵政公社」の成立にともなって、郵貯・簡保・年金の三大資金の運用に関わる組織や運用システムが二度三度と改編されているので、その点をあらかじめ明らかにしておくことが、制度の本質的解明にとってはいっそう望ましいであろう。

図-1をみよ。これまでみてきた郵貯・簡保について、改革以前と以降の資金運用の流れをまとめたものであるが、ここで確認しておきたいのは「簡易保険福祉事業団」とこの事業団を通じた郵貯・簡保両資金の「指定単」運用である。指定単（単独運用指定金銭信託）とは、図示したように投資家（簡保事業団）が信託銀行に金銭の信託を行い、これを信託銀行が他の投資家の資金と区分して株式や債券等に運用し、その成果を配当として投資家に還元する金融商品である。郵貯・簡保両「特別会計」は運用リスクの高い株式への資金運用は直接にはできないことになっている。そのため資金運用上「運用寄託」に分類される委託運用が採用されている。すなわち、金銭の信託を通じて株式を運用対象に組み込み、運用資産全体としてより幅広い商品に分散して運用を行い、長期的に安定した収益を確保し、預金者・加入者の利益の向上を図るというのが建前である⁽²⁾。ところが、たとえば簡保資金の指定単の運用実績を02年度でみると、資産残高16.3兆円（後掲表-3参照）で評価損が6.4兆円発生している一方、運用委託先の邦銀7行、外銀7行に合計213.9億円の報酬（手数料）が支払われている⁽³⁾。安定した収益が確保できていないばかりでなく、巨額の損失を出すために手数料を支払っている状況だったのである。それはともかく、以上の構造は1987年度から2000年度まで続くが、簡保資金の場合はこの指定単がすなわち「資金運用事業」であり、担当組織は簡保事業団である。それに対して、郵貯の場合は、資金運用部から借り入れた資金の自主運用全体を「資金運用事業」

図-1 郵貯・簡保の資金運用の流れ



出所：「郵政事業の公社化に関する研究会第1回（平成13年8月30日）」配布資料(3)「郵政事業の現状」21頁（総務省HP）およびディスクロージャー誌『簡易保険2002』（旧郵政事業庁の「かんぽのホームページ」）に基づいて作成。

と言い、その中の一部に簡保事業団に運用寄託する指定単が含まれる。郵貯の資金運用事業全体の資金の別称が「金融自由化対策資金」である。そして指定単以外の郵貯資金の自主運用は郵貯特別会計が直接担うのである。

01年度財投改革によって簡保事業団と指定単との関係に変更が生じることはなかった。すなわち、変わったのは、既述のように郵貯の預託義務が廃止されて全額自主運用となり、簡保の直接貸付が対地方公共団体を除いて廃止され市場運用に移行した点であるが、両資金の指定単についてはこれまで通り簡保事業団に運用が委託されたのである。ただ、簡保資金の指定単については、00年度までは簡保事業団が特別会計から運用委託を受けたことについても資金運用部からの「借入」として処理されることで「財投」に組み込まれていたのに対して、01年度以降、その枠組みは当然取り払われて実態に即したものとなった。この状況が一変するのが03年4月の「日本郵政公社」の成立に伴う簡保事業団の廃止＝事業本部への統合である。「特別会計」から「公社」への改編（郵貯・簡保の両特別会計の廃止）により、株式への運用規制がなくなったからである。それにしても、特別会計の場合、安全確実な運用でなければならないということで株式等のリスクの高い商品には投資できないとされながら、特別会計自身が投資判断しないでプロとされる投資銀行等に任せれるのであれば、たとえリスクが高くても投資してもよい、とする理屈に賛同しかねるのは筆者だけだろうか。

なお、簡保事業団の主要業務は簡保加入者福祉施設（保養センター・老人福祉施設・診療所・会館等）の設置・運営にあることは言うまでもない。そして、その主要業務のための資金は図-1に示した簡保特別会計からの歳出としての出資金や交付金に依存していたものと考えられる。

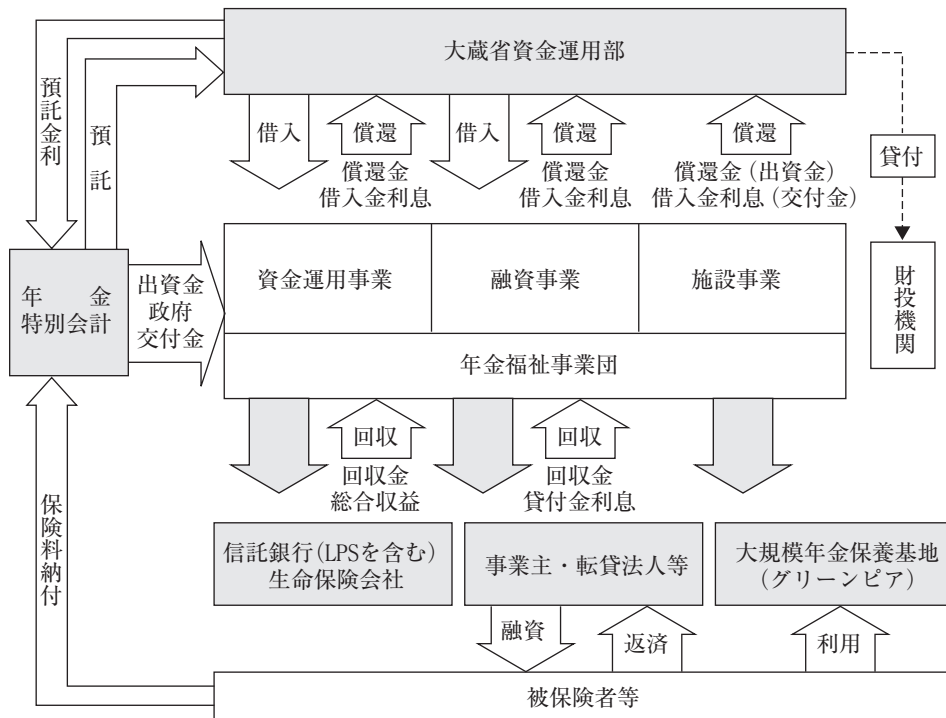
次に年金積立金であるが、これに関してあらかじめここで確認しておかねばならないのは、本稿で対象とする年金資金の範囲である。すなわち、総額で150兆円前後ある積立金が全体としてどのように運用されているのかを制度的・構造的に明らかにし、そのうえでその中のどの部分が本稿の対象となるのかを確定しておかなければ、議論は一步も進められない、と考えられるからである。そのため郵政民営化とは直接的には関係のない事柄にも言及することになるざるを得ない。

図-2をみよ。これは財投改革以前の年金積立金の流れの総括である。みられる通り形式的には簡保の場合と同様に、担当組織が年金「特別会計」（厚生保険特別会計と国民年金特別会計）と年金福祉「事業団」とふたつ存在するが、簡保や郵貯と異なり、年金特別会計は保険料収入の積立金を資金運用部に預託するだけで（入口のみ）、独自の運用を行う出口には関わっていない（郵貯・簡保の両特別会計は入口・出口の両方に関係している）。すなわち出口はすべて「年金福祉事業団」が担当しているのである。そしてその業務は大きく分けて二種類存在する。ひとつは財投制度一般の出口にある特殊法人＝財投機関としての業務（図中の施設事業と融資事業）、もうひとつは郵貯・簡保と同じく、1987年度に開始された資金運用事業である。以下にそれらの概略を示しておこう。

(1)「施設事業」とは厚生年金・国民年金の被保険者、被保険者であった者または受給権者（以上を総称して「被保険者等」と呼ぶ）の福祉増進を目的とした巨大宿泊施設（大規模年金保養基地）の建設・運営を行う（「年金福祉事業団法」第17条第1項第2号）ことで、いわゆるグリーンピア事業である⁽⁴⁾。

(2)「融資事業」とは被保険者等に対する住宅資金の直接的または間接的融通で、いわゆる「年金住宅融資」のことである（「年金福祉事業団法」

図-2 年金積立金の流れ



出所：日本経済新聞社『検証 特殊法人改革』（日本経済新聞社、2001年）205頁。

第17条第1項第3号)。

以上の(1)と(2)は合わせて「還元融資」と呼ばれる。この還元融資が一般財投であるが、財投を通過させることで族議員の利害はより容易に満たされるし、年金官僚としては自省所管の財投機関をもつことで自身の天下り先が確保できたのである。

(3)「資金運用事業」は、上記の「還元融資」の安定化のための資金確保（「資金確保事業」）と年金基盤そのものの強化（「年金財源強化事業」）とを目的として資金運用を行うことである。したがって、この資金運用事業によって純益が上がれば特別会計に納付されることになるが、実際に事業団が国庫納付したのは92年度の113億円のみである⁽⁵⁾。いったん預託された年金積立金の一部を年金福祉事業団が預託先の旧資金運用部から借り入れて自主運用するのである。

しかし一応留意しておかねばならないのは、事業団も自力で運用するわけではない。職員はほとんどが厚生労働省からの出向者で、運用の専門家ではない。民間（信託銀行・証券会社等）からの出向者に支えられながら民間の運用機関（生保・信託銀行・投資顧問会社）に運用委託したり、一部自家運用する場合ももちろん投資顧問会社の助言を必要とした。ここにおのずと官・業の癒着構造が形成される⁽⁶⁾。

では、以上のシステムは01年財投改革以降はどうなったのか。既述のように郵貯資金と同様に預託義務が廃止されたのに対応して、年金福祉事業団が財投機関として行う「還元融資」の05年度中の廃止が決定された。すなわち、(2)の借入の申込受付が05年1月31日で締め切られ、06年4月以降においては、それまでの住宅融資債権の管理・回収等の業務は「独立行政

法人福祉医療機構」により行われることになった⁽⁷⁾。これは明らかに不良債権隠しである。(1)に関しては05年12月、全国13ヶ所の大規模年金保養基地すべてが譲渡され業務廃止となった⁽⁸⁾（これらの詳細については「年金問題の本質」を検討対象とする別稿で取りあげる）。(1)、(2)に関わる財投資金からの借入金は、それらの事業の廃止に伴い、年金財政から一括繰上償還された。4兆7566億円である⁽⁹⁾。残された業務は資金運用事業のみとなったが、これに先立って年金特別会計から財融特会への預託廃止に対応して財投資金からの借入制度もなくなって、厚生労働大臣（年金特別会計）から直接積立金の運用寄託を受けて運用することとなった。そのため事業団の看板は「年金資金運用基金」と書き換えられた（01年4月1日以降）。しかしだからと言って自力運用になったわけではなく、民間の運用機関に委託することには変わりはない。本稿で取り扱うのはこの基金の資金運用である。その概要は後掲表-4の通りである。さらに、財融特会からの預託金払戻の進行に伴い、08ないし09年度以降の全額自主運用をにらんで、06年度以降、基金は本省からの「自立性」「自主性」がより高いとされる「年金積立金管理運用独立行政法人」に改編されている⁽¹⁰⁾。

かくして「経過措置」を除いて年金積立金と財投制度は一応切り離されたのであるが、そしてそれにもかかわらず、そのことに依然として問題があることは既述の「財投債」制度に集中的に現れることになるが、それは後述するとして、事業団時代（財投改革以前）の年金積立金と財投の関係については別の視角からもうひとつ指摘おかねばならないことがある。それは年金特別会計そのものと財投機関としての年金福祉事業団との関係についてである。もう一度図-2をみよ。特別会計から事業団に対して「出資金」と「交付金」が支出される構造になっている。これは上述の還元融資廃止の原因のひとつ

となった特別会計における杜撰で放漫な年金積立金の管理・運用の一端を示すものである。すなわち、年金福祉事業団の還元融資のための借入元本やその利子に関して、はじめからその事業の赤字経営を見越してか、利子返済は年金特別会計からの交付金で、借入元本の償還は出資金で行うこととされていたのである。のみならず、事業団の役職員の人件費、修繕費等の保養施設の維持管理費、融資手続きの外部委託業務費までも前者の交付金に依存していたのである⁽¹¹⁾。

これは何を意味するのか。まず、国民年金や厚生年金の掛金が特別会計に入ってくる。基本的にはこれが年金積立金として全額資金運用部に預けられ、年金特別会計には預託利子が収益として入ってくる。事業団が資金運用部から借り入れる金利と原則同率である。つまり、特別会計から事業団への利子返済のための交付金の交付（積立金取崩）→事業団から資金運用部への借入利子返済→資金運用部から特別会計への預託利子支払→積立金への繰入という循環を描くのである。したがって利子返済のための交付金については基本的にグルグル回っているだけなので、それ自体は何の問題もない。交付金の問題は、人件費、維持管理費、外部委託業務費のように循環しないで費消され続けるコストまでも積立金から支払ったのでは積立金の食い潰しになる点である。逆の場合も問題である。すなわち、これらの費消されるにすぎないコストが、交付金で賄ってもらえるのであれば、かりに事業自体が順調に展開されて収益でコストを充分まかなえる状態であっても、コストの水増しによって私的流用や裏金作りが可能になる。これに対して出資金は借入元本の返済に向けられるので別種の問題が発生する。すなわち、借入元本が施設事業・融資事業に投じられれば、それぞれ「施設」、「貸付債権」という見合いの資産に変身するが、これらの資産は利子返済の

場合のように循環はしない。事業を増やし続けられれば、資金運用部への返済のために、年金特別会計に入ってくる後続の保険料を出資金として支出し続けなければならない。この構造を維持する最低限の条件は、（事前調査は無論のこと）施設の資産価値が取得原価を下回らないように維持し、貸付債権の不良債権化に備えることである。それは言うまでもなく、施設には減価償却費を計上し、貸付債権には貸倒引当金を立てて、資産価値の下落に備えることはもちろん、維持・管理・運営費も自力で稼ぎ出せる資産でなければならないことを意味する。しかしこれらの事業はその最低限の条件さえはじめから無視したものであった。ことほどさように二事業とも巨額の赤字経営ないし運用で、資産価値をドンドン目減りさせ、とりあえず後続の保険料収入による元本償還や運営費等の穴埋めで破綻を先送りし続け、年金積立金を食い潰してきたのである。その食い潰しの締めくくりが上述の年金積立金による4兆7566億円の一括償還である。施設は二束三文で投売りされ、融資事業の不良債権は、上述のように福祉医療機構という無関係の独立行政法人の中に隠蔽されたのである。

さらには、三事業は建設業界や金融業界と直結しており、箱物を造ること、運用業務を委託することそのものが官と業の目的であったのではないのか、それを政治が主導・仲介したのではないのか、いわゆる政・官・業癒着のトライアングルが疑われるのである。

以上の交付金と出資金問題に絡んで、年金特別会計にはさらにもうひとつ問題がある。それは特別会計自身の内部にある問題である。年金保険料は最終的に年金給付のために年金勘定の「保険給付費」に組み入れられるが、その一部が業務勘定の「福祉施設事業費」に流用されて、厚生年金病院・厚生年金会館・厚生年金スポーツセンター・厚生年金健康保険センターなどの

年金福祉施設の建設費に回されている⁽¹²⁾。さらに、年金業務に関する事務費（年金事務費）であるが、橋本内閣の「財政構造改革法」により1998年度から年金事務費の一部につき保険料を充てる特別措置が取られた。その中に、職員宿舍の建設費、公用車の購入費、職員の福利厚生費（社会保険大学校のゴルフ道具、保険事務所のマッサージ器、ミュージカル鑑賞、プロ野球観戦等）、研修という名の外国旅行費等が含まれていた。社会保険庁の話にならないでためめぶりがうかがえよう。もっとも、「財政構造改革の一環としての税の節約である」と称して、保険料収入をその「節約」の穴埋めに使う、などというとんでもない考えを政府の首脳部が実行したことに問題の根の深さがある。節約すなわち無駄遣いの排除をごみ処理にたとえるならば、自分のうち（本家＝一般会計）のゴミを隣（分家＝特別会計）の庭に捨て、さらにこれをそのまた隣の赤の他人（国民）の庭に捨てるようなもので、結局、負担を国民に押しつけているだけで、政府部内では何の解決にもなっていないのである。利己主義の塊と言うほかはない。

前者の年金福祉施設に関しては、04年、これら施設等に対する年金保険料の投入をやめ、05年10月、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立し、各地域における医療や老人ホーム入居者の状況に配慮しつつ5年以内に廃止・売却されることになっている。機構の運営費用は施設売却収入から充当し、純益は年金財政に納付することになっているが、お門違いの支出によって食い潰された保険料収入の穴埋めにはとうてい間に合わないだろう。

後者の年金事務費の流用は、05年度以降、認められないことになった。当然国庫負担になるわけだが、いままでの流用分については国家は責任を取らないのか⁽¹³⁾。なお、「旧年福はどれだけ累積赤字を抱えても、公的年金積立金には

直接影響を与えなかったが、新しい体制（年金資金運用基金）のもとでは、運用結果次第で積立金が大きく上下する⁽¹⁴⁾ などというコメントがあるが、上述の通りこれが事実認識の誤りであることは明らかであろう。

以上にみてきた通り、01年度改革によって、財投制度の入口と中間の関係が「預託義務」や「財投協力」から「財投債」を介した「経過措置」の「義務化」に置き換えられ、入口と出口が従来通り中間の財融特会を介して結び付けられる一方、両者がストレートに連結されるコースも設けられた。後者の直結コースについては、入口側がいったん預託したものを同じ入口機関が借り入れるという手続きが当然なくなり、出口機関の側の従来からの資金調達手段である政府保証債・政府保証借入金に新たに財投機関債が設けられることで入口側ないし市場と直結された点を確認した。さらにこれらに伴い既述のように事業団の改編も行われたのである。

ではこれらによって、入口と中間との関係に真の意味での「制度改革」が断行されたと評価することができるのか。

b 改革の実体

最初に取りあげなければならないのは、前項aで指摘しておいた国債保有の「マッチポンプ」状況に関してである。制度改革の要である「預託義務」廃止と「財投債」制度の創出とによって、このマッチポンプの構造全体はどのように変化したのか。

表-1をみよ。改革直前の00年度末には政府・日銀合計の保有割合は47%で、うち資金運用部は全体の18%以上を保有している。しかし改革以降、財融特会は急速にシェアを低下させて半減し、日銀は少し急上昇した後は横ばいのため、両者の合計シェアは30%から24%に低下している。ところが全体では00～03年度

の3年間で9ポイント強上昇して55%を超えている。全体の急速な上昇の理由は、郵貯・簡保・年金が、いままで存在しなかった財投債を事実上義務的に引き受けさせられたことによって、これら三資金のシェアが16%から31%へと約2倍に膨れ上がったからにほかならない。この31%という三資金の国債保有シェアは、1998年度に資金運用部特別会計が93兆円という史上最高の長中期国債保有額を記録したときの同特会のシェア24%をはるかに凌ぐものである。

この点について表-2, 3, 4, 5aによりもう少し追究してみよう。三資金の03年度と05年度の国債保有残高は、03年度—郵貯86.0兆円、簡保51.4兆円、年金45.4兆円、合計182.8兆円、05年度—それぞれ124.3兆円、61.7兆円、60.4兆円、246.4兆円である。これに対して普通国債と財投債の発行残高の合計は03年度548.8兆円、05年度666.3兆円であるから、三資金の保有シェアは、03年度33.3%（表-1の31.2%とほぼ等しい）、05年度37.0%である。三資金の保有シェアはいつそうの上昇を示しているのである。

また、00年度末～05年度末の5年間の普通国債残高と財投債残高の膨張ぶり、それに対する三資金の貢献度をみてみよう。普通国債はこの5年間に約160兆円（うち赤字国債約120兆円）、財投債は約140兆円、合計約300兆円の残高増である。三資金の国債（財投債を含む）保有残高増加額を大雑把にみると、郵貯約100兆円、簡保約30兆円、年金約50兆円、合計約180兆円、増加寄与率は実に60%という異常ぶりである。この結果を郵貯や簡保の資産運用の観点から05年度でみると、各資金の運用資産総額に占める国債保有額のシェアは郵貯62%（約200兆に対して約124兆円）、簡保52%（約119兆に対して約62兆円）で、いずれも総資産の半分以上を国債につぎ込んでいるのである。

表-1 マッチポンプの国債保有状況

（単位：％）

年度末	1998 (平成10)	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	増減 (00～03)
郵便貯金	7.4	6.6	10.8	14.1	15.4	8.8
簡易保険	5.3	7.1	8.7	9.4	8.6	1.5
公的年金	2.8	2.5	5.5	5.9	7.2	4.7
以上三資金小計	15.5	16.2	25.0	29.4	31.2	15.0
資金運用部 (財政融資資金)	24.4	18.6	15.1	12.2	9.4	△9.2
以上四項目小計	39.9	34.8	40.1	41.6	40.7	5.9
日本銀行	11.5	11.7	15.5	15.1	15.0	3.3
政府・日銀合計	51.4	46.5	55.6	56.7	55.7	9.2

出所：00年度＝「郵政事業の公社化に関する研究会第1回（平成13年8月30日）」配布参考資料13番（総務省HP、http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/japanese/group/sonota/index.html）。

01年度＝「郵政三事業の在り方について考える懇談会第10回（平成14年月6日）」に配布された総務省の資料（首相官邸HP、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/yusei/>）。

02年度＝金子勝『粉飾国家』（講談社現代新書、2004年）63頁。

03年度＝21世紀政策研究所第36回シンポジウム（04年7月20日）配布資料「郵政民営化の目的と具体的手続き」（21世紀政策研究所HP、<http://www.21ppi.org/>）。

ただし、この03年度の数値と他年度を含む年金の全数値はこの配布資料のグラフ（24-25頁）から読み取ったものである。00年度～02年度の他の実数値と読み取った数値とを比較してみると、その誤差は0.10～0.26％ポイントだったので、本稿の分析にとってはまったく問題ない。なお、98年度の出所もこの03年度と同じであり、同じくグラフから読み取った。この年度をとくに掲記したのは、資金運用部の保有国債が93兆円という史上最高の長中期国債保有額を記録したからである（財務省HP「財政投融资リポート2001」）。

（年金は40％）。こんなに国債を保有している金融機関は民間には存在しない。それを民営化しようというのは、この点を無視した暴挙としか言いようがない（ことによると、だからこそ民営化しなければならない、と考えているのかもしれない）が、それは後にⅢで検討するとして、すでに以上に概観しただけでも、三資金が、従来の資金運用部が果たしてきた国債引受機関としての絶対的かつ相対的ナンバーワンの地位に取って代わったばかりでなく、「経過措置」としてとはいえ、預託義務廃止と引き換えに財投債引受「義務」を課され、従来通り、出口機関に対する最大の資金供給者の位置に据えられたままとなっていることが容易に理解できよう。

一方、資金運用部を引き継いだ財融特会は、

預託義務の廃止とともにこれまでの預託金を払い戻していかなければならないが、その資金は中央政府や出口機関に貸し付けられたり、国債に投資されたりして払戻資金は皆無に等しいと言ってよいだろう。かといって、前者の回収は特殊法人等の置かれた状況や中央政府の財政状況からはほぼ困難であろうし、後者の安易な売却は場合によってはその価格の急落に結びつくと考えられるので、それも困難であろう。ではどのようにして資金を捻出したのか。財投債が大きな役割を果たしたことは言うまでもないが、それはどの程度であったのか、そして不足部分はどのようにしたのか。

その点を検討する手がかりとしてまず、財融特会の00年度末と05年度末の貸借対照表を簡

表-2 財投改革以降の郵便貯金資金の運用状況

(単位：兆円)

年度末		番号	2001 (平成13)	2002 (平成14)	公社成立時 (平成15年4月)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)
郵便貯金	残高	1	239.2	233.5	232.6	227.4	214.0	200.6
	前年比増加額	2		(△5.7)		(△5.2)	(△13.4)	(△13.4)
財政融資 資金	預託金残高	3	153.1	129.4	129.4	112.7	79.3	46.6
	前年比増加額	4		(△23.7)		(△16.7)	(△33.4)	(△32.7)
自主運用	残高	5	86.1	104.1	103.2	114.7	134.8	154.0
	前年比増加額	6		(18.0)		(11.5)	(20.1)	(19.2)
国債	引受残高(財投債を含む)	7	52.7	71.9	73.1	86.0	106.6	124.3
	前年比増加額	8	(27.7)	(19.2)		(14.1)	(20.6)	(17.7)
	各年度財投債引受額(経過措置・額面)	9	17.8	13.6		10.0	19.7	11.2
公団公庫債等(財投機関債を含む)引受残高		10	2.5	2.9	2.9	3.8	4.6	5.1
	地方債引受残高	11	9.9	9.4	9.4	9.5	9.3	8.7
	地方公共団体貸付残高	12	0.0	1.1	1.1	2.0	2.9	3.5
以上4項目小計(7+10+11+12)		13	65.1	85.3	86.5	101.3	123.4	141.6
小計/自主運用(13÷5) (%)		14	75.6	81.9	83.8	88.3	91.5	91.9
自主運用/郵便貯金残高(5÷1) (%)		15	36.0	44.6	44.4	50.4	63.0	76.8
各年度財投債引受額/発行総額(9÷20) (%)		16	40.6	42.8	—	35.1	49.1	39.7
国債引受残高/郵便貯金残高(7÷1) (%)		17	22.0	30.8	31.4	37.8	49.8	62.0
国債発行残高(国家財政)		18	448.2	504.3	—	556.4	626.4	670.6
各年度・公債金収入(一般会計)		19	30.0	35.0	—	35.3	35.5	31.3
各年度財投債発行総額(経過措置と市中消化の総額)		20	43.8	31.8	—	28.5	40.1	28.2
上記2項目小計(19+20)		21	73.8	66.8	—	63.8	75.6	59.5
国債引受残高/国債発行残高(7÷18) (%)		22	11.8	14.3	—	15.5	17.0	18.5
国債引受残高増加額/(公債金収入+財投債発行額)(8÷21) (%)		23	37.5	28.7	—	22.1	27.2	29.7

(資産残高は公社成立以降、従来の簿価額から時価に基づく評価額に切り替えられた)

(四捨五入のため合計等の演算結果は、各項目の直接の計算結果と一致しない場合がある)

出所：郵便貯金振興会『郵便貯金資金の動向』平成19年度版247頁より作成。ただし、国債等の計数は財務省HP (<http://www.mof.go.jp>)、公債金収入(普通国債)は、林信光編著『図説日本の財政』平成19年度版(東洋経済新報社2007年)443頁による。

注(1) 3番には旧資金運用部にいったん預託した資金の一部を旧金融自由化対策資金として借り入れた額は含まれない。

(2) 12番の01年度の貸付額は225億円である。

(3) 18番の国債発行残高は「内国債」(普通国債・交付国債・出資国債等のほか財投債も含む)。

(4) 19番の公債金収入は「普通国債」(長期国債・中期国債・短期国債)。

*なお、制度が異なるため、表-3の簡保のように00年度の計数を本表に掲載することは出来なかった(国債は25.0兆円、公庫公団債は2.5兆円)。

表-3 財投改革以降の簡易生命保険資金の運用状況

（単位：兆円）

年度末		番号	2000 (平成 12)	2001 (平成 13)	2002 (平成 14)	公社成立時 (平成 15 年4月)	2003 (平成 15)	2004 (平成 16)	2005 (平成 17)
簡保資金	残高	1	120.8	124.8	124.1	121.0	120.2	119.9	118.9
	前年比増加額	2		(△ 3.9)	(△ 0.7)		(△ 0.8)	(△ 0.3)	(△ 1.0)
	財政融資 資金	3	4.6	3.0	-	-	-	-	-
	自主運用	4	116.2	121.7	124.1	121.0	120.2	119.9	118.9
	国債	5	27.4	36.7	45.8	48.0	51.4	57.5	61.7
	引受残高（財投債を含む）	6		(9.4)	(9.1)		(5.6)	(6.1)	(4.2)
	前年比増加額	7	-	3.6	3.1		2.9	2.4	1.3
	各年度財投債引受額（経過措置・額面）	8	23.6	21.6	20.4	20.5	18.4	16.1	13.7
	公庫公団債等（財投機関債を含む）引受残高	9	7.5	7.2	7.0	7.5	7.2	6.5	5.0
	地方債引受残高	10	17.7	18.4	19.0	18.5	19.1	19.4	19.1
	地方公共団体貸付残高	11	7.7	6.1	4.7	4.4	3.3	2.2	1.5
	国・公庫公団等貸付残高	12	16.3	16.3	16.3	9.9	11.7	8.9	9.2
	金銭の信託	13	100.1	106.3	113.2	108.8	111.1	110.6	110.2
	小計（5+8+9+10+11+12）	14	86.2	87.3	91.2	89.9	92.4	92.0	92.7
	小計 / 自主運用（13 ÷ 4）（%）	15	72.1	74.0	78.1	81.7	82.7	84.8	84.9
上記簡保資金残高のうち財投を通じた運用（17+18+19）		16	50.8	46.0	39.9	39.4	36.5	33.0	29.2
参考	地方公共団体	17	17.7	18.4	19.0	18.5	19.1	19.4	19.1
	国・公庫公団等	18	28.5	24.5	20.9	20.9	17.4	13.6	10.1
	財政融資資金預託金残高	19	4.6	3.0	-	-	-	-	-
参考	8+11	20	31.4	27.7	25.0	25.0	21.6	18.3	15.2
	18 ÷ 20（%）	21	90.8	88.4	83.6	83.6	80.6	74.3	66.4

（資産残高は公社成立以降、従来の簿価額から時価に基づく評価額に切り替えられた）

（四捨五入のため合計等の演算結果は、各項目の直接の計算結果と一致しない場合がある）

出所：旧日本郵政公社ディスクロージャー誌『簡易保険 2004』124 頁および同前『日本郵政公社 2007』272 頁（日本郵政株式会社 HP、<http://www.japanpost.jp/financial/past>）より作成。ただし、財投債引受額は財務省 HP による。

注(1) 10 番と 17 番はほぼ 100%一致している。「ほぼ」というのは、本表の単位では現れないが、01 年度に 35 億円、02 年度に 146 億円だけ 10 番の方が上回っているからである。したがって、地方公共団体への貸付はほぼ 100%「財投協力」の名の下に非自主的運用させられていたのである。

また、公庫公団債等の引受（8 番）と国・公庫公団等への貸付（11 番）のうち 7～80%前後（21 番）も「財投協力」だったのである。

(2) 12 番は簡保の単独運用指定金銭信託で、積立金では運用できない株式等への運用。簡保事業団に運用寄託し、事業団は信託銀行に運用を委託する。1987 年に開始され 93 年までは簡保事業団への「貸付金」、94 年以降は「運用寄託金」、日本郵政公社成立以降は「金銭の信託」と称されてきた。

(3) 19 番の預託金であるが、簡保特別会計の歳入が歳出を超過する額が「余裕金」とよばれ、これがその年度中預託されるが、決算後は「積立金」に繰り入れられる。

表-4 年金積立金の資産運用結果（年資金運用基金）

（単位：千億円）

年度	番号	2001（平成13）		2002（平成14）		2003（平成15）		2004（平成16）		2005（平成17）		
		時価総額	%	時価総額	%	時価総額	%	時価総額	%	時価総額	%	
国内債券	1	262.8	68.1	348.4	69.4	474.8	67.5	608.6	69.8	655.8	63.8	
	市場運用	2	143.7	37.2	162.3	32.3	252.0	35.8	322.1	36.9	349.2	34.0
	財投債	3	119.1	30.9	186.2	37.1	222.8	31.7	286.5	32.8	306.5	29.8
国内株式	4	68.3	17.7	73.8	14.7	120.0	17.1	124.2	14.2	189.8	18.5	
外国債券	5	13.5	3.5	25.5	5.1	39.5	5.6	57.9	6.6	75.5	7.3	
外国株式	6	38.2	9.9	44.7	8.9	59.3	8.4	81.5	9.3	107.6	10.5	
短期資産	7	3.3	0.9	9.8	1.9	9.8	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
合 計	8	386.0	100	502.1	100	703.4	100	872.3	100	1028.7	100	
1 番のうち国債	9	268.4		352.3		454.1		571.2		603.6		
財投債以外の国債 （9 番マイナス 3 番）	10	149.3		166.1		231.3		284.7		297.1		
10 番/2 番（％）	11	103.9		102.3		91.8		88.4		85.1		
単年度損益	12	△13.1		△30.6		44.3		22.4		86.8		
累積損失	13	△30.1		△60.7		△16.4		6.0		92.8		
預託金残高	14	1303.2		1123.4		930.7		756.7		585.5		
資産額	15	1443.3		1415.4		1456.3		1479.6		1500.2		

出所：「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」平成13年度版～平成17年度版（厚生労働省HP）により作成。ただし9番については、日本銀行「資金循環（年度統計・ストック）」の「保険・年金基金」のうちの「公的年金」の数値である（日本銀行HP、<http://www.boj.or.jp/theme/research/>）。

- 注(1) 01年度と02年度に関して、9番が1番を、10番が2番をそれぞれ上回っているのはおかしいが、その原因は不明である。統計の取り方の違いによるものであろうが、ここでは「市場運用」の中身が実は大部分が「国債」であることが判明すればよいので、その役割は充分果たしているとみてよからう。
- (2) 12番「単年度損益」、13番「累積損失」、15番「資産額」は、旧年金福祉事業団からの承継資産の損益を含む。また05年度の累積損失額には、年金特別会計への1992年度と05年度の納付金は含まれていない。
- (3) 行論の関係上、財投債が登場する直前の00年度における公的年金による「国債」の保有高は107.3（千億円）であることを補足しておく。

略化し、主要勘定科目の5年間の増減額を示した表-6-a および b をみよ。00 年度末にはこの特別会計の負債の全額近く（97.3%）を占めていた^(A) 預託金が総額 254.3 兆円も払い戻されて（年平均 50 兆円以上）、その構成比は約半分に低下している。これを預託側の郵貯・年金からみると、郵貯 167.1 兆円、年金 89.3 兆円、合計 256.4 兆円が払い戻されており⁽¹⁵⁾、ほぼ一致している（2.1 兆円の差額が発生しているのは、

郵貯・年金側からみた資料の 05 年度の額が計画額であるためであろう。したがって以下 254.3 兆円を用いる）。では、この払戻金はどのようにして調達されたのか。直ちに目に飛び込んでくるのが、同表の負債側の^(B) 財投債未償還額面残高 139.4 兆円である。巨額の負債（預託金）を返済したが、そのうちの半分以上（54.8%）を別種の借金で調達しているのである。この点は、特殊法人等の財投機関に対する

表 -5-a 国債の状況（発行残高）

（単位：兆円）

年度末	2000 (平成 12)	2001 (平成 13)	2002 (平成 14)	2003 (平成 15)	2004 (平成 16)	2005 (平成 17)	5 年間の 増加額
普通国債（長・中・短期）	367.6	392.4	421.1	457.0	499.0	526.9	159.4
建設国債	209.1	216.3	222.0	226.4	241.4	247.0	37.9
赤字国債	158.4	176.1	199.1	230.6	257.6	279.9	121.5
（上記のうち短期国債）	33.4	32.6	34.4	40.6	46.6	51.4	18.0
政府短期証券	47.6	49.6	57.5	86.1	96.1	97.6	50.0
借入金	110.1	109.5	107.0	60.6	59.1	59.3	△ 50.8
長期（1 年超）	69.9	64.9	58.3	10.4	7.1	6.1	△ 63.8
短期（1 年以下）	40.2	44.6	48.7	50.2	52.0	53.2	13.0
財投債発行残高		43.8	75.6	91.8	121.6	139.4	139.4
国債・借入金残高	538.4	607.3	668.8	703.1	781.6	827.5	289.1
上記総残高とは別に 政府保証債務	57.8	58.7	58.6	58.3	58.1	53.6	△ 4.2

出所：前掲財務省 HP および林編著前掲書 35 頁より作成。

表 -5-b 普通国債の単年度発行額

（単位：兆円）

年度末	2000	2001	2002	2003	2004	2005
建設国債	11.14	9.08	9.15	6.69	8.70	7.76
赤字国債	21.87	20.92	25.82	28.65	26.79	23.51
合計	33.00	30.00	34.97	35.35	35.49	31.27
公債依存度（％）	36.9	35.4	41.8	42.9	41.8	36.6

出所：林編著上掲書 450-451 頁。

財融特会からの融資の原資を財投債によって調達するという財投改革の趣旨の一部を実行したものはあるが、郵貯・年金の側から言えば、払い戻してもらった預託金も「経過措置」によって財投債を引き受けさせられて、再び財融特会のもとに還流しているのである。それはともかく、残りの約半分はどのようにして調達されたのか。

資産側をみよ。^(c) 長中期国債 21.6 兆円、中央政府への貸付金 64.5 兆円、政府関係機関（政

府金融機関を指す。公団・事業団等は特別法人と称されている）への貸付金 39.1 兆円、合計 125.2 兆円という資産減少が生じている。これは形式的には国債の売却処分と貸付金の回収である。これが払戻総額 254.3 兆円の 49.2% を占め、上記の財投債未償還額面残高 54.8% と合わせて 104%（ $A = 254.3 \text{ 兆円} < B + C = 264.6 \text{ 兆円}$ ）となるが、すぐ後にみるように、資産側は短期国債を 21.5 兆円増加させているので、資産側で追完可能な資金額は $125.2 - 21.5$

表 -6-a 財政融資資金特別会計

貸借対照表

(単位：兆円)

年度末 資産の部	番号	資金運用部 特別会計		財政融資資金 特別会計		5年間の 増減額
		2000 (平成 12)	%	2005 (平成 17)	%	
長中期国債	1	72.7	16.5	51.1	15.0	△ 21.6
一般会計・特別会計貸付金	2	101.3	23.0	36.8	10.8	△ 64.5
政府関係機関貸付金	3	114.7	26.1	75.7	22.2	△ 39.1
上記貸付金小計(2 + 3)	4	216.0	49.1	112.4	33.0	△ 103.6
その他	5	151.0	34.3	177.2	52.0	26.2
うち短期国債	6	—	—	(21.5)	(6.3)	(21.5)
資産の部合計	7	439.7	100	340.7	100	△ 99.0
負債・資本の部						
預託金	8	427.9	97.3	173.6	51.0	△ 254.3
財投債未償還額面残高	9	—	—	139.4	40.9	139.4
その他	10	11.8	2.7	27.8	8.2	16.0
負債・資本の部合計	11	439.7	100	340.7	100	△ 99.0

(運用資産については取得原価による表示)

(四捨五入のため合計は一致しない場合がある)

出所：財務省理財局「財政投融资リポート 2001」および「財政投融资リポート 2007」(財務省 HP)
より作成。

表 -6-b 財政融資資金特別会計資産の部の長期国債と短期国債の保有残高の増減状況

(単位：兆円)

年度末	2000 (平成 12)	2001 (平成 13)	2002 (平成 14)	2003 (平成 15)	2004 (平成 16)	2005 (平成 17)	5年間の 増加額
長期国債	72.7	76.0	71.6	61.5	57.2	51.1	△ 21.6
(増加額)		3.3	△ 4.4	△ 10.1	△ 4.3	△ 6.1	△ 21.6
短期国債	—	—	4.8	10.6	17.5	21.5	21.5
(増加額)			4.8	5.8	6.9	4.0	21.5

出所：財務省理財局「財政投融资リポート 2005, 07」(財務省 HP) より作成。

= 103.7 兆円となった。これと上記の 139.4 兆円の合計 243.1 兆円がここでの検討対象額である。

以上から、郵貯・年金の預託金払戻の原資は、まずは財投債の発行により、そしてそのほかは

形式的には、長中期国債の売却・中央政府および政府関係機関への貸付金の回収によって調達されたと判断してよいだろう。

しかしながら、経過措置として三資金による引受が事実上義務化されている財投債による資

金調達とはもかく、長中期国債の市場への安易な売却は国債価格の急落を招くし、中央政府への貸付金は、もともとは国債を発行して調達しなければならなかったはずのいわゆる「隠れ借金」であって、年平均にして約 13 兆円もの巨額を租税で返済するのはまず不可能である⁽¹⁶⁾。また、政府関係機関への貸付金も、道路関係四公団民営化に際して明らかになったように、これら特殊法人への貸付は不良債権化していると考えられるので、実質的な返済は法人を廃止・整理して資産売却しない限りあり得ない、と考えるのが妥当であろう。もっとも、政府関係機関の発行する財投機関債が順調に消化される環境が整っているならば、それへの切り替えも可能である。01～05 年度の 5 年間に発行された財投機関債は総額で 15.4 兆円であるが⁽¹⁷⁾、郵貯・簡保・年金による財投機関債を含む公庫公団債の保有残高は減少しているので（表-2, 3, 4 により内訳をみると、郵貯＝2.6 兆円増、年金＝5.2 兆円増、簡保＝9.9 兆円減、差し引き全体で 2.1 兆円減である。また、財融特会も財投機関債を含む政府関係機関債の保有額を 00 年度の 6.6 億円から 05 年度の 2.5 億円に減らしている）、一般市場で消化されてこれが実際に貸付金の返済に向けられたとも考えられる。

このように考えてくるならば、中央政府・政府関係機関への貸付金を処理するためには、中央政府が新たに国債を発行して資金調達し、自分自身と政府関係機関の両方の面倒をみるか、あるいは政府関係機関が財投機関債を発行し、さらには準国債である政府保証債を発行して資金調達するほかはないだろう。ということは中央政府にとっては財投制度の中に隠れていた借金が、国債の姿で表に出てくることを意味するので、財融特会による長中期国債の市場売却はますます困難になるであろう。したがって、この長中期国債は財投債に上乘せして、三資金に面倒みてもらうほかに手立てはなさそうであ

る。三資金による財投債の引受と財融特会からの長中期国債の買取については、すぐ後でみるとして、先に貸付金の回収について言及しておく。

もう一度表-6-a・b をみると、資産側の短期国債が 01 年度のゼロから 05 年度には 21.5 兆円に増大している。これについてはまず、政府関係機関・中央政府の財融特会からの借入金について、中央政府が国債を発行して一般市場で資金調達し、自分自身の借入金の返済に回して負債を借入金から国債に付け替えたり、あるいは政府関係機関の財融特会からの借入金の返済のための補給金等に回したりしたのではないのか。その際、短期国債を財融特会が引き受ける場合も充分考えられる。この 21.5 兆円はまさにそれであろう。そうだとすれば、財融特会の帳簿の中で回収されたとされている対中央政府・政府関係機関貸付金の合計 103.6 兆円のうち、この 21.5 兆円は財融特会内部での単なる資産の付替えにすぎないので、預託金返済財源は生まれない。そこで便宜上、貸付金の短期国債への資産の付替えが対政府関係機関貸付 39.1 兆円について行われたとすると（「便宜上」と言うのは、付替え対象は対中央政府貸付金かもしれないし、両方に関わっているかもしれないからであり、その点の究明はほぼ不可能だからである。しかしその点が不可能であっても本稿の主旨にとってはそのこと自体は問題ではない）、残りは $39.1 - 21.5 = 17.6$ 兆円である。公庫等の政府金融機関である政府関係機関はこの間 8.7 兆円の財投機関債を発行しており、さらに政府保証債を 9.9 兆円発行している。両者の合計は 18.6 兆円なので、この 17.6 兆円を補って余りある（後掲表-7 では便宜上この二つの数値を 17 兆円として一致させてある）。したがって政府関係機関の財融特会からの借入金はこの財投機関債と政府保証債によって借り換えられたものと判断して差し支えなからう。

そうすると、財投債以外で残ったのは対中央政府貸付金 64.5 兆円と長中期国債 21.6 兆円である。財融特会保有の長中期国債はすでに指摘しておいたように、郵貯・簡保・年金の三大資金に買い取ってもらうほかはない。さらに 64.5 兆円に関しても、政府が国債を発行して調達した資金を返済に充てたものと考えられ、その大部分を三大資金が引き受けたに違いない。では、三大資金は財投債および一般の国債をどれくらい引き受けたのか。以下とくに断らない限り、前掲の表-2, 3, 4による。

財投債に関する計数については、最初に確認しておかなければならない点がふたつある。ひとつは財融特会側かみて未償還残高、保有者側からは当然保有残高でなければならない（単年度ごとの引受額の総計ではない）こと、もうひとつは財投債と一般の国債とを区分しなければならないことである。年金に関しては表-4に示したとおりであるが（00年度末～05年度末の5年間の保有残高増加額は財投債 30.7 兆円、国債 19.0 兆円）⁽¹⁸⁾、郵貯と簡保に関しては、未償還残高は財投債と一般の国債の合計が示されているに過ぎない。そこでこの二つの資金の保有する財投債の未償還残高は推計値によるほかはない。以下のように推計した。

財投債について知ることのできる計数は、①経過措置として各年度において三大資金が引き受けた実績額および市中消化額、②03～05各年度における発行予定総額と償還期限別発行予定額（残念ながら財務省 HP「財政投融资リポート 2005, 07」には、それ以前の計数は掲載されていないし、「同 2001～04」にも存在しない）。

②について、05年度において償還期限の到来しないものについて三年度分集計し、これを同期間の発行予定総額で除して、未償還分のシェアを算出した。経過措置の分は 92.6%、市中消化は 87.3%と出た。01～05年度の5年間の経過措置実績額、市中消化実績額にこの割合を乗

じて未償還残高を推計する。①の経過措置実績額は郵貯 72.2 兆円、簡保 13.4 兆円、市中消化額 32.5 兆円であるから、郵貯 66.9 兆円、簡保 12.4 兆円、市中消化 28.4 兆円となる。年金の 30.7 兆円を加えると三大資金の合計は、110 兆円。財融特会の未償還残高が 139.4 兆円だから、これから三大資金の保有推計額を差し引くと 29.4 兆円。市中消化推計額は 28.4 兆なので 1 兆円の誤差が発生するが、誤差率 1%未満なのでまったく問題ない。ここでは 29.4 兆円を採用する。

次に一般の国債の保有額であるが、これは財投債を含む国債保有残高の5年間における増加額から、上で求めた財投債保有額を差し引けばよいので、郵貯 32.3 兆円、簡保 21.9 兆円となる。年金は上記のように 19.0 兆円だから合計 73.2 兆円である。

以上をまとめたのが表-7である。みられる通り、財融特会の負債側の財投債 139 兆円に対して、三資金の引受額は 110 兆円だから、その貢献度は実に 79%である。そして資産側の正味減少額は短期国債の増額を控除すると 104 兆円であり、これに対する三資金の貢献額は 73 兆円なのでその貢献度は 70%である。総じて三資金の貢献度は、 $(110+73) \div (139+104) = 75\%$ である。表-7の総合貢献度 72%と一致しないのは、同表では分母に実際の払戻額を取っているのに対して、ここでは払戻資金捻出手段が追究できた範囲、すなわち同表の右端下の 243 兆円に限定したからである。いずれにせよ、その貢献度は約 4 分の 3 である。

財融特会による預託金の払戻のための巨額の資金調達に応じた、あるいは応じざるを得なかった取引相手は、その払戻を受ける（受けた）当の郵貯資金・年金積立金それ自身であり、さらに「財投協力」の名の下に財投制度の中に深く組み込まれてきた簡保にほかならなかった。そしてその引受手段は、直接的であれ間接的で

表-7 預託金払戻のための資金調達に対する郵貯・年金・簡保の貢献状況

（単位：兆円）

支払側	財政融資資金 特別会計	受取側 払戻金受取総額 256 内訳：郵貯 167 年金 89		三資金の 寄与率
負債減	預託金払戻総額 254 (A)	左記に対する郵貯・年金・簡保による 引受総額 183 (B)	その他 70	72% (B/A)
負債増	財投債 未償還額面残高 139	財投債引受残高 110(C) 郵貯 67 簡保 12 年金 31		43% (C/A)
			市中消化残高 29	
資産減	長中期国債 22	国債引受残高増加額 73 (D) 郵貯 32 簡保 22 年金 19		29% (D/A)
	貸付金 104 対中央政府 65	(中央政府の債務の付替え)	国債 14	
	対係機関 39	(財投機関の債務の付替え)	財投機関債 9	
			政保債 8	
		(財融特会の資産の付替え)	短期国債 22	
				(総額) (その他) ↓ ↓ 243 (60) 253 (70) 265 (82)

（四捨五入のため合計等は、各項目の直接の演算結果と一致しない場合がある）

出所：表-2, 3, 4, 6-a の資料のほか、財政制度等審議会財政投融资分科会「財政投融资制度改革の総点検フォローアップ」平成 17 年 12 月 12 日，12 頁（財務省 HP）により作成。

- 注(1) 預託金総額につき支払側と受取側との間に 2 兆円の誤差があるのは、受取側の計数のうち 05 年度の額のみが計画額となっているためである。したがって実績額は 254 兆円である。
- (2) 郵貯・簡保による財投債引受残高は推計値である。その推計方法に関しては本文をみよ。
- (3) 財政融資資金特別会計の資産減の項目に資産増の項目を食い込ませてマイナス表記している部分の詳細に関しては本文をみよ。
- (4) 公庫等の政府関係機関による政府保証債の実際の発行額は 9.9 兆円であるが、ここでは預託金返済資金の捻出構造を明らかにするために、財融特会の資産増（短期国債 22 兆円）を資産減に食い込ませたので、表作成の便宜上 8 兆円として処理した。むしろ、政保債の実額をとって 10 兆円とし財投機関債を 7 兆円として処理しても本稿の趣旨にはまったく抵触しない。

あれ国債以外にはありえず、わが国の財政構造のゆがみを象徴する「マッチポンプ」的構造をいっそう悪化させてしまったと言わなければならない。ここに民営化を控えた郵貯・簡保は「国債消化機関」としての地位をこれまで以上に不動のものとする事になったのである。

郵政民営化はいっそう困難の度合を深めたと言い換えてもよいが、それはともかく財投制度は改革以降 5 年を経過しても、まさしく三大資金に「おんぶに抱っこ」の状態である。それに

対して政府の市場原理主義に基づく特殊法人等の改革の象徴とも言うべき財投機関債のこの 5 年間の発行総額 15 兆円は、上述の 243 兆円に対してわずか 6 % に過ぎない。政府自身はこの改革の進行状況をどのように捉えているのか。

c 改革に関する政府のスタンス

以上の預託金払戻のための資金調達方法を財融特会の貸借対照表に即して表現すればこうなる（以下数値は概数）。すなわち、240 兆円の調

達のために、まず貸付金を120兆円回収し、資産側を440兆円から320兆円に減らした。しかし回収した120兆円のうち20兆円は中央政府がどうしても言うので短期国債の購入に回した。そのため資産は差し引き100兆円減少して340兆円になった。これでまず払戻資金100兆円が調達できた。次に財投債の発行により140兆円調達した。これで合計240兆円の払戻資金を全額調達できたので、郵貯と年金に返済した。その結果、負債は財投債の発行で一時 $440+140=580$ 兆円に膨れ上がったが、240兆円の預託金という債務を償還したので、 $580-240=340$ 兆円に落ち着いた。こうして財融特会の規模は00年度末～05年度末の5年間に100兆円縮小したのである。

ではこの財融特会の規模縮小は財投計画・財投機関にはどのように現れているのだろうか。財投計画の年度別規模（フロー）と残高（ストック）の推移を概略的にみると、フローは1996年度の45.9兆円をピークに00年35.0兆円、01年24.3兆円、そして05年には14.7兆円（ピーク時の三分の一）にまで縮小している。これに対応してストックも00年の417.8兆円をピークに01年410.2兆円、05年299.6兆円と100兆円以上もその規模を縮小しているが、約300兆円はなお巨額である⁽¹⁹⁾。

この規模縮小に関して、財政制度等審議会財政投融資分科会は「財政投融資改革の総点検について」（平成16年12月）という報告書において「財投の入り口である郵便貯金・年金の義務預託の廃止や財投の出口である財投対象事業の民業補完性の精査等による重点化という財投改革の効果」であるとして高く評価している。同時に「『確かに、財投を中心とした資金の流れは縮小しているものの、国債購入を通じて中央政府に資金が流入しており、公的部門に資金が流れていくという事は変わっていない』という意見があった⁽²⁰⁾との指摘をしながらもこれに

はノーコメントである。

政府の財投改革に関するスタンスはこの時点でも入口側に重心を置いている。出口機関に関しては「民業補完」や「重点化」という従来から言われ続けてきたお題目をとこなしているにすぎない。入口の預託義務の廃止にしてもすでに論じたように、三大資金が自主運用の名の下に国債や財投債に向かう限り改革前と何ら変わらないことになる。この預託義務廃止に対して「郵政民営化」がどのようにかわるのか、質的变化をもたらし得るのか否かについては章を改めて検討することとし、ここでは財投改革以降、質的に変化したと考えられる面をひとつだけ指摘しておこう。それは予算政策に対する首相官邸・財務省主計局・理財局の三者のかかわり方である⁽²¹⁾。

予算・財政政策は従来、政権と大蔵省幹部との密室の談合（ここに族議員が絡む）で決定されていたが、01年改革（1月6日省庁再編）以降は、経済財政諮問会議（首相、財務相のほか民間有識者が加わる）による財政運営の基本や予算編成の基本方針等の決定が重要になってきた。これは官邸主導の予算政策展開の萌芽となるのかもしれない。

一方財務省主計局と理財局に関しては、財投改革以前は主計局が一般会計歳出予算に盛り込めなかった要求額を理財局に持ち込んで財投でやらせる、理財局も潤沢な資金でこれに応じる、という両局のもたれあい関係が長く続いた。新制度の下では財投機関の資金調達は財投機関債がまず第一である。理財局は財投機関の財務体質の審査に基づいて発行・調達見込み額を決める。満額回答は不可能なので多くは財投債で賄わざるを得ない。補完的に政府保証債、利子補給金、事業補助金がある。しかしこの補完部分を決めるのは主計局である。主計局も国家財政の実質的破綻状況の下では、これらを安易に一般会計に盛り込むわけにはいかない。

この変化はすなわち、財政政策が従来のように族議員の意向ではなく、政権の政治判断によって強く規定される構造に転換しつつあることを意味しよう。そして財投制度におけるそのベクトルは「総額抑制と対象事業の重点化」である。

しかしながらこの新たな構造の下では、言うまでもなく直近の政治経済的状况への対応が優先されることになるざるを得ない。すると直ちに疑問が湧いてくる。これでいったい財投機関はその経営状況の健全化に向かい得るのか。そして、これまで積み重ねてきた国家財政本体を蝕むような事態は避けられることになるのか。この点に関して「財投機関債」「政府保証債」「繰上償還」の三語をキーワードに住宅金融公庫・道路関係四公団・都市基盤再生機構を具体例として検討しておこう。それによって「総額抑制」と「重点化」がいかに欺瞞に満ちたものかが明らかになるだろう。

住宅金融公庫に対する財投計画の実績額は00年度6.6兆円（うち政保債0.6兆円）で、地方公共団体の7.6兆円に次いで第二位であったが、05年度には475億円（政保債ゼロ）にまで激減している。ところがこの05年度に財投機関債が2兆378億円発行されているので、両者の合計額は2兆856億円になる。これを01年度の財投計画実績額2兆3543億円（うち政保債1093億円）と財投機関債2000億円との合計額2兆5543億円と比較すれば明らかなように、財投改革以降「総額抑制」されたとはとうてい言い難い⁽²²⁾。また05年度の貸借対照表によれば⁽²³⁾、負債合計52.2兆円（うち借入金45.9兆円、債券5.8兆円）なので有利子負債は50兆円を超え、道路関係四公団の有利子負債約40兆円⁽²⁴⁾を上回る）に対して資産合計は52.5兆円と資産が負債をわずかに上回っているにすぎない。さらに04年12月時点でみて、資産のうちの貸付金に関しては繰上償還のため大幅の逆ザ

ヤが発生しているばかりでなく、貸倒も発生しているので、一般会計からの多額の補給金を必要としているという⁽²⁵⁾。かかる状況下で市場原理主義に基づいて導入された財投機関債が上記のように2兆円以上も発行されているのである。こういう一般の市場ではあり得ないことが可能なのは財投機関債の背後に「暗黙の政府保証」があるからにほかならないのであって、「市場との緊張関係を通じた業務効率化」⁽²⁶⁾の進展結果を示すものでは決してない。この財投機関債について新藤宗幸は『市場経済原則の導入を「隠れ蓑」として財投機関を生き残らせる方策ともなりかねない』⁽²⁷⁾と警鐘を鳴らしている。表面的には「総額抑制」のポーズを見せながら削減分を「市場原理主義の導入」と「重点化」を看板にして財投機関債で代替しているのである。

次に政府保証債に関してであるが、政府は01年度財投改革時には政府保証債の抑制と財投機関債の増発をうたいながら、道路関係四公団の民営化を控えた04年度財投計画にあたって、その条件整備のためと称して財融資金の利用を抑え、政府保証債による資金調達を選択した。これも上述の政権の政治判断に基づく「重点化」にほかならない。表-8-a・bに示したように、政保債の総残高は減少傾向にあるが、財投機関の発行するそれは01年度にいったん前年度の3.9兆円から2.9兆円に激減しているものの、その後、道路関係四公団に牽引されて04～05年度には4兆円前後と元に戻ってしまっている。このため、残高でみると総額では約8兆円減少しているが、財投機関の発行残高はこの間約7兆円増加しているのである。これにつき財政制度等審議会財政投融资分科会による「財政投融资改革の総点検フォローアップ」（平成17年12月）は、政府保証から早期の脱出が必要としながらも、5年程度はやむをえないとし、その後、政府保証付与の比率を下げていくとして

表-8-a 財投機関の政府保証債の発行状況（年度別発行額）

（単位：億円）

年度末		番号	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
発行機関数		1	10	11	11	14	12	17	12
発行額		2	39301	28738	22915	33205	39765	40999	39994
道路 四公 団	財融資金借入額	3	26340	29230	27715	21733	10037	0	0
	政府保証債	4	3170	0	2592	9803	20021	24198	25263
	3+4	5	29510	29230	30307	31536	30058	24198	25263
	4÷5（％）	6	10.7	0	8.6	31.1	66.6	100	100
	4÷2（％）	7	8.0	0	11.3	29.5	50.3	59.0	63.2

表-8-b 政府保証債発行残高（総残高と財投機関の政保債発行残高）

（単位：兆円）

財投機関の政保債発行残高	1	24.58	29.04	29.68	30.11	31.00	31.05	31.64
政保債発行残高	2	57.76	58.65	58.59	58.29	58.13	53.61	49.73
1÷2（％）	3	42.6	49.5	50.7	51.7	53.3	57.9	63.6

出所（a, bとも）：「財政投融资リポート2002, 03, 04, 06, 07」および「国債等」（前掲財務省HP）より作成。

注：道路四公団の00年度の財融資金借入は資金運用部資金と簡保資金からの借入であり、05年度の政府保証債は民営化が10月1日付けだったため公団と民営化後の機構・特殊会社の両方を含む。

いる⁽²⁸⁾。しかしそれは財投機関債に切り替えることを意味するのであって、上にみたように、これによって財投機関の経営改革が進展するとは言い難いのである。

最後に繰上償還に言及しておこう。財投制度における財投機関による繰上償還とは次のような構造的特徴を有する。すなわち、財投機関がかつて資金運用部から借り入れた資金の金利は、資金運用部が三大資金に支払う金利をはるかに上回っている。財投機関はこの財投借入金を民間金融機関のより低い金利の資金に借り換えることによって利ザヤを得られる。この利ザヤを財投機関の不良債権や欠損金の補填に回すことによって、一般会計からの補給金を節約すると同時に、真の意味での市場での資金調達に耐えられる財務構造を実現しようとするもので

ある。

財投改革以前には基本的に繰上償還は認められていなかったが、改革以降は「補償金」の支払いを前提とした繰上償還が承認された。しかしこれは財投機関に生ずる利ザヤをそのまま財融特会に支払うことを意味するので、実質的な意味をもたない。そこで、財投機関の破綻による最終的な国民負担と財融特会のさもなくば得られた利益（補償金）の逸失とを天秤にかけ、後者の方が国民負担は少ないとして、補償金なしの繰上償還を承認した。住宅金融公庫と都市再生機構について05年6月および7月にこれを盛り込んだ法律が成立するに至ったのである。05年度時点で、住宅金融公庫の繰上償還1.2兆円による免除補償金は約3314億円、都市再生機構の免除補償金は約9018億円だとい

う⁽²⁹⁾。

これはいったい何を意味するのか。端的には財融特会に損失が生ずる。この損失がこの特会に留まっている限りは表には出ないが、いずれはこの特会が調達した資金源への利子支払いに支障が生ずる。そうなると結局は一般会計からの利子補給金に依存せざるを得ない。それでは、当初、免除補償金で財投機関の不良債権や欠損金を補填して、一般会計による補給金を節約した意味はまったくないことになる。グルグル回して人の目をくらましているだけである。

余計なことになるかもしれないが、上記の「フォローアップ」は、財融特会の金利変動準備金 23.7 兆円の約半分の 12 兆円を取り崩してこれを国債整理基金に繰り入れたことにつき、国債の残高圧縮に貢献するものとして非常に高く評価している⁽³⁰⁾。しかし財融特会に蓄積されたこの金利変動準備金なるものも、所詮は資金の貸付先の財投機関から入ってきた受取利息であり、その財投機関が純利益を上げ得ない財務状況であれば当然一般会計からの利子補給金等によって補填されたであろうところのものである。そうであるならばかかる資金のやり取りもまた、一般会計が自ら補填したものの一部が戻って来ただけで、グルグル回して国民を幻惑しているにすぎないことになるのである。

以上は言うまでもなく出口機関の一部についての検討であるが、大方の機関が同様の問題を内包しているのであって、すでにそのこと自体が制度そのものの時代的不適合を証明するものであると言わなければならない。そうであるならばわれわれは、01 年度改革以降展開されてきた財政投融资につき、入口も出口もその改革の実体は国民を欺くペテン以外の何ものでもない、と結論づけることができよう。では郵政三事業民営化にペテンはないのか。章を改めて検討することとする。

(以下次号)

注

- (1) 本四連結橋公団のように、地方公共団体の幹旋によって金融機関を集めこれを引受シンジケート団として資金調達する「縁故債」を発行できる法人もある。しかしこれも強制引受のようである（日本経済新聞社編『検証 特殊法人改革』2001年、82、83頁）。
- (2) 郵便貯金振興会『郵貯資金の動向』平成19年度版、24-25頁；旧郵政事業庁HP。
- (3) ディスクロージャー誌『簡易保険2003』（旧日本郵政公社HP）。
- (4)(8) 全部で13ヶ所建設された基地については「第20回特殊法人等改革推進本部参与会議・添付資料3-1（平成15年11月）」8頁をみよ。

上記出所：行政改革推進本部事務局HP（<http://www.gyokaku.go.jp/sanyo>）。

また、ウィキペディアHP（<http://ja.wikipedia.org/wiki>）「グリーンピア」参照。
- (5) 「年金福祉事業団法」第17条第2項：「平成9年度資金運用事業の状況（年金福祉事業団）」（厚生労働省HP、<http://www1.mhlw.go.jp/>）。
- (6) 日経前掲書、203頁以下；岩瀬達哉『年金大崩壊』（講談社、2004年）78頁以下参照。
- (7) 「承継年金住宅融資等債権管理回収業務」（独立行政法人福祉医療機構HP、<http://www.wam.go.jp/wam/index.html>）。
- (9) 前掲ウィキペディアHP「公的年金流用問題」。
- (10) 「年金積立金の運用組織の改革」（年金積立金管理運用独立行政法人法）（厚生労働省HP、<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/tsumitate/shikumi/genzai.html>）。
- (11) 「年金福祉事業団の財務調査結果」（総務省行政評価局HP、<http://www.soumu.go.jp/hyokka/nenkinf-a.htm>）；岩瀬前掲書、16、82-85頁；日経前掲書、212頁。
- (12) 岩瀬前掲書、16頁。
- (13) 07（平成19）年度現在、政府は年金給付に密接に関わる純粋の事務費については「受益と負担」の観点から、年金保険料を充当する考えのようである。諸外国でもそうだとその根拠を補強(?)している。諸外国はともかく「受益と負担」の観点からというのは論理のすりかえである。「受益と負担」とは、たとえばわれわれ国民が役所に「住民票の発行を依頼した場合に、その発行と引換に何がしかの手数料を

- 支払う」という関係を言う。もともとお願いもしていない年金保険料を強制的に徴収された挙句に、年々給付金の削減と給付年齢の延長を繰り返して、支払った額を下回る給付金を受け取る羽目になったとして、何が「受益」か。これを「受益」と強弁したところで国民にとっては「損失」以外の何物でもない。そのうえに「負担」をかぶせられるとすれば、それは国民にとっては「踏んだり蹴ったり」である。「受益」とは支払った以上の給付が行われることが前提である。そのためには徴収した保険料の運用によって利益を上げなければならない。民間の保険会社は基本的にこの利益によって（掛け捨てもあるが）、会社の維持運営費を捻出すると同時に保険料を上回る給付金を提供することによって成り立っている。政府の年金積立金食いつままり通る資金運用では、保険料の事務費流用はとうてい認められない。なお、この種の問題に関して「受益と負担」が登場すること自体、わが国の公的年金保険制度が政府の強弁するような「賦課方式」にはなっていないことを自ら証明するものであることを指摘しておきたい。本当の賦課方式であれば負担者（現役世代）は受益者（退役受給者）ではないからである。諸外国は本来の賦課方式を採用しているので、「受益と負担」とは関係なく、事務費は保険料によって賄われているのである。わが国政府の論法はここに来て著しく混濁している。
- (14) 日経前掲書、204 頁。
- (15) 財政制度等審議会財政投融资分科会「財政投融资改革の総点検フォローアップ」平成 17 年 12 月 12 日（財務省 HP、<http://www.mof.go.jp>）12 頁。
- (16) 01～05 年度の税収は 43～49 兆円（林信光編著『図説日本の財政』平成 19 年度版（東洋経済新報社、2007 年）443 頁。
- (17)(19)(22) 「財政投融资リポート」（財務省 HP）。
- (18) 厚生労働省の発表する年金積立金の運用に関する計数では、年金資金運用基金の保有する財投債以外の国債の額が判明しない。そこで、統計の取り方がおそらく異なっていると思われる日銀の「資金循環」統計から「公的年金」の保有する国債の額をピックアップし、これを厚生労働省発表の計数と合体させたのが表 -4 である。そのため同表の注(1)に示したように若干の不具合が生じている点を断っておきた

いが、同時にそれは本稿の論述にとっては大過ないものと判断した。

- (20) 財政制度等審議会財政投融资分科会「財政投融资改革の総点検について」平成 16 年 12 月 10 日（前掲財務省 HP）7 頁。
- (21) 新藤宗幸『財政投融资』（東大出版会、2006 年）157-161 頁。
- (23) 「財政投融资対象事業に関する政策コスト分析（平成 19 年度）」（前掲財務省 HP）4 頁。
- (24) 前掲分科会「総点検」30 頁。なお、民営化直後の 05 年度末でみて、民営新会社と日本高速道路保有・債務返済機構の財投計画残高は 29.5 兆円（前掲財務省 HP「財政投融资リポート 2007」）なので、この有利子負債約 40 兆円の中には差し引き約 10 兆円の民間からの借入ないし民間による債券引受が含まれている。
- (25) 同上 21 頁。
- (26) 同上 14 頁。
- (27) 新藤前掲書、167 頁。
- (28) 前掲分科会「フォローアップ」36 頁。
- (29) 以上の繰上償還に関しては、同上 5-7 頁。
- (30) 以上の金利変動準備金の取り崩しに関しては、同上 44 頁。財融特会から国債整理基金に 12 兆円を繰り入れた程度で、それが高く評価されるのであれば、以下の点についてはどのような評価が下されるのであろうか。すなわち、本章 b) においては預託金返済財源の捻出には貢献しないので検討対象からはずしたのであるが、財投機関のうち「特別法人」と称される公団・事業団等に対する財融特会の貸付金残高は、00 年度末～05 年度末の 5 年間に 59.5 兆円から 74.0 兆円へと 14 兆円以上も増大している。これに対して財融特会の保有する特別法人債券は同期間に約 4 兆円減少しているの、差し引き 10 兆円以上が公団・事業団等に追加供給されていることになる（前掲財務省 HP「財政投融资リポート 2001、2007」）。本文で明らかにしたように財投機関のうち公庫等の政府関係機関が財融特会からの借入金を財投機関債や政府保証債に付け替えたにすぎないのに対して、公団・事業団等の特別法人は財投制度への依存をいっそう強めているのである。この限りで出口機関の改革などいっこうに進んでいないと言ってよいであろう。